

第3回「教育データ利活用 ロードマップについて」

デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和

先月号では、教育関連のプロジェクトの1つとして、GIGA スクール構想に関する教育関係者へのアンケートについて紹介しました。今回は、同じく具体的な例として、[教育データ利活用ロードマップ](#)について、御懸念の声に対する考え方（3. 参照）を含め、御説明します。なお、本文中の下線は筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

1 ロードマップの経緯について

(1) 検討の開始

教育データの利活用については、令和2年7月より、文部科学省において「[教育データの利活用に関する有識者会議](#)」を開催しており、令和3年3月には、同会議において「[論点整理（中間まとめ）](#)」が取りまとめられました。同論点整理においては、教育データの定義や利活用の原則、利活用の目的（将来像の具体的イメージ）、利活用の視点（一次利用（現場実践目的）と二次利用（政策・研究目的）、公教育データと個人活用データ）、教育データの標準化等が言及されています。その中でも、[生涯を通じたデータ利活用](#)については、希望する者が、公教育データだけでなく、自身の様々な個人活用データを集約し、本人が自由に使えるようにすることで利便性が高まる一方で、多様な分野の事業者等との間でデータを安全にやり取りする必要があるため、政府全体において検討を深める必要があるとされました。

また、「[ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）](#)」（令和3年6月3日教育再生実行会議）においても、「国は、これらの教育データについて、個人が学習等に活用する際のサポート、教師による個に応じた指導や支援、蓄積されたビッグデータの分析による新たな知見の創出や政策への反映等を実現するため、環

境の構築に向けた全体構想を示す」旨が記載されました。

これらも踏まえ、「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)」（令和3年6月18日閣議決定）において、「[学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、関係府省庁間で検討し、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップを提示する](#)」旨が記載され、また、[先月号で紹介](#)させていただいた、GIGA スクール構想に関するアンケートの取りまとめにおいても、同様の記載がなされました。これらを受けて、[内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（当時。令和3年9月1日以降はデジタル庁。）](#)、[文部科学省](#)、[総務省](#)、[経済産業省](#)がともに検討を行ってきました。

なお、このような4省庁間での連携は、GIGA スクール構想の推進に当たって、それ以前から行われていたものです（こちらの[リンク](#)の9頁を御覧ください）。また、この連携は、[昨年12月号でも紹介](#)させていただいたとおり、生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国による関与（予算措置等）が大きく他の分野への波及効果が大きい「[準公共分野](#)」のデジタル化の一環として、同分野の1つとして指定されている「教育」について行っている、[関係省庁との共同プロジェクト](#)という位置付けであり、デジタル庁が単独で検討していたものではありません。

(2) 検討状況の公表・国民からの意見募集等

デジタル庁、文部科学省、総務省、経済産業省（以下「デジタル庁及び関係省庁」という。）では、[令和3年10月25日から11月26日](#)までの間、教育データ利活用ロードマップの検討状況についての資料を公表した上で、[デジタル庁アイデアボックス](#)を活用し、[広く国民の皆様からの御意見を募集](#)しました。意見募集では、①テーマにご関心のある皆様と、②主に教育またはデータ分野に専門的な知見のある方に分け、[教育データを利活用する上で](#)

留意すべき点は何だと思うか、また、教育データの蓄積・流通のアーキテクチャ構築に当たって必要なことは何だと思うかについて、自由記述でコメントをいただきました。そこでの御意見や、ロードマップへの反映状況、また、個別に行った有識者との意見交換の概要については、全て[こちらのウェブサイト](#)で公開されています。例えば、[教育データの利活用に際しての安全・安心の確保や、データの利用権限、校務のデジタル化の推進、データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現、時間軸を含めた工程表の明確化などについて](#)、そこでの御意見も踏まえつつ、[修正・追加を行った上で、最終的にロードマップを取りまとめ、公表しております](#)。全体のスライドの分量も検討状況の公表時点からは約2倍程度と、大幅に充実されていますので、是非ご覧いただければと思います。

また、同ロードマップの検討状況については、「行政事業レビュー 秋のレビュー」や、デジタル庁「[データ戦略推進ワーキンググループ\(第1回\)](#)」、内閣府「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ\(第3回\)](#)」、文部科学省「[教育データの利活用に関する有識者会議\(第6回\)](#)」においても紹介や意見交換をさせていただきました。

(3) 策定・公表

その後、デジタル社会形成基本法（令和3年9月1日施行）等に基づき策定された「[デジタル社会の実現に向けた重点計画](#)（令和3年12月24日閣議決定）」においては、「教育データの利活用を促進する上では、学校教育のみならず民間教育や生涯学習など、[学習者の生涯にわたる学びを包括的に捉え、整合性を持って施策を進めていく必要がある](#)。このため、[学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を速やかに策定し、それも踏まえ、スピード感を持って取組を進める。](#)」と記載がなされました。

これも踏まえ、[デジタル庁及び関係省庁において、令和4年1月7日に、ロードマップを取りまとめ、公表したものです。](#)

2

ロードマップの内容について

公表されている「教育データ利活用ロードマップ」は[こちらのリンク](#)になりますので、是非、[この原典を御覧いただいた上で、今後の皆様の取組の参考となれば幸いです。](#)以下、主な中身を紹介させていただきます。

(1) 概要（ロードマップ1～3頁参照）

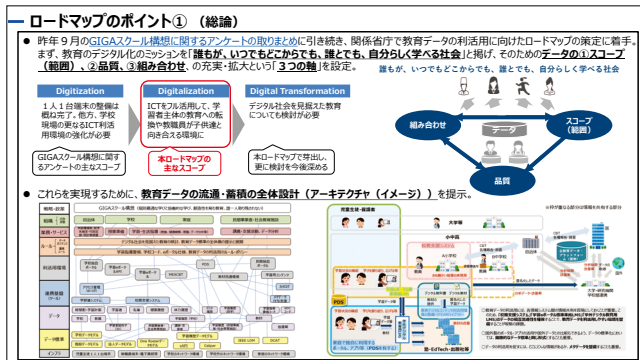
本ロードマップは、簡単に申し上げれば、[今後の教育データの利活用に向けた施策の全体像と、その青写真をデジタル庁及び関係省庁で描いたものです。](#)まず、ロードマップでは、以下の図のように、教育のデジタル化を、[① Digitization、② Digitalization、③ Digital Transformation](#)、の3段階で考えています。[第一段階の Digitization](#) は、簡単に申し上げれば紙のプロセスのデジタル化であり、GIGA スクール構想の推進により、[1人1台端末の整備は概ね完了しました。](#)他方、[GIGA スクール構想に関するアンケートの取りまとめ](#)でも、学校のネットワーク環境の更なる改善や教職員端末の整備・更新をはじめ、[学校現場の更なる ICT 利活用環境の強化が必要であることが示されており、先月号で紹介させていただいた、今後の施策を着実に推進していく必要があります。](#)

次に、[第二段階の Digitalization](#) は、ICT を活用して、[学習者主体の教育への転換や教職員が子供達と向き合える環境を整備していくことであり、これが本ロードマップの主なスコープとなります。](#)デジタルは手段であって目的ではなく、[累次の閣議決定で示されているとおり、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」](#)を教育分野でも進めていく、ということです。

最後に、[第三段階の Digital Transformation](#) は、[デジタル社会を見据え、教育の在り方をアップデートしていくことであり、「中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」](#)や、「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ](#)」といった場においても、検討が行われていることと承知しています。

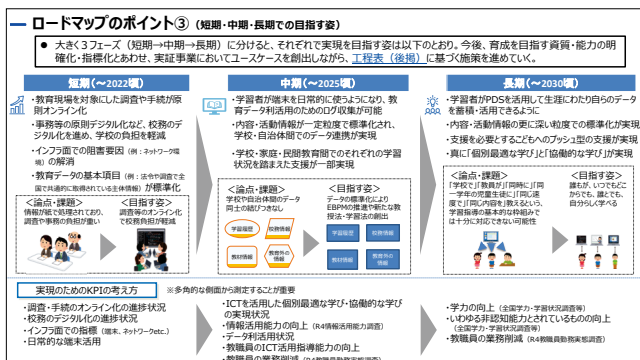
こうした段階を踏まえた上で、教育のデジタル化のミッ

ションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げました。これは、「学べる」とあるように、学びの主体は学習者であり、学習者が自分の意思の下に教育データを利活用するということです。あくまで一例ですが、例えば、地理的・時間的制約にかかわらず、学校内外の様々な学びのリソースにアクセスし、自らの興味関心にあった教材で学んだり、様々な大人から学ぶことが出来るといったことをイメージしています。こうしたミッションを実現するため、教育データの蓄積・流通の全体設計（アーキテクチャ）のイメージを提示しています。



その上で、教育データの全体像やデータの標準化、プラットフォーム関連施策の在り方、学校・自治体等のデータ利活用環境の整備、教育データ利活用のルール・ポリシー、生涯にわたる学びの環境整備といった、それぞれの論点を整理しています。

また、昨年10月時点ではなかったスライドとして、以下の図にある、短期・中期・長期での目指す姿というものを整理しました。デジタル庁及び関係省庁では、学校現場の先生方が国際調査でOECD諸国の中で最も勤務時間が長く、かつ、新学習指導要領の着実な実施とあわせ、GIGAスクール構想を踏まえた対面とオンラインのハイブリッドの学びの実現や、新型コロナウイルス感染症の感染予防と子供達の学びの保障などに、日々御尽力されていることを存じています。



このため、まず、短期（2022年頃）での施策として、「教育現場を対象にした調査や手続きが原則オンライン化」や、「事務等の原則デジタル化など、校務のデジタル化」を掲げました。例えば鳥取県では、システム共同化だけでなく、団体の枠を超えた校務の統一・標準化を目指し、帳票の全県下統一化（標準化）や県下全ての市町村立小中学校における公簿の電子化を行い、教員1人平均、年間約150時間の業務時間削減を実現したとされています（第1回デジタル社会構想会議（令和3年9月28日）平井構成員資料より）。このように、デジタルの活用により学校現場の負担を軽減し、皆様にデジタル化のメリットを実感していただくことが、教育データ利活用の前提として、まず重要だと考えています。

また、中期（2025年頃）では、学習者が端末を日常的に使うようになり、教育データ利活用のためのログ収集が可能になったり、内容・活動情報が一定粒度で標準化され、学校・自治体間でのデータ連携が実現されることを目指しています。なお、勿論ですが、ログ収集の主体はあくまでも学習者や学校等であって国ではありません。また、後述のとおり、本ロードマップが目指しているのは、教育データの「一元化」ではなく、学校や自治体間でばらばらの記載方式になっているデータの形式を揃えるなどの「標準化」をすることで、関係機関間での技術的な相互運用性を確保し、利活用を容易にするということであり、そうした利活用は、個人情報保護のルールに則って行われるということでは言うまでもありません。

最後に、長期（2030年頃）では、学習者がPDS(Personal Data Store)を活用して生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるようになることなどを目指しています。PDSとは、「他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有するもの」とされており（IT総合戦略本部 データ流通環境整備検討会「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ」（平成29年3月））、つまり、学習者が自らの意思の下で、生涯にわたり自らのデータを蓄積・活用できるようになるということです。国が個人のデータを一元的に管理することは真逆のもので、自分の知らない所で望まないデータが誰かに集められる、収集が行われるということではありません。

(2) 教育データ利活用の現状と目指すべき姿 (ロードマップ7~8頁参照)

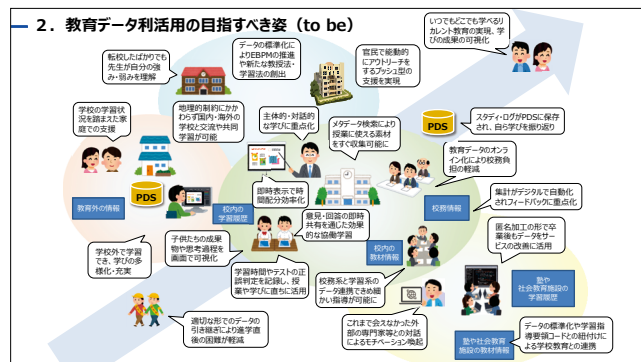
関係省庁とともに、教育データ利活用の現状を以下のように整理しました。いくつか例を挙げますと、緑色の学校においては、情報がそもそもデータ化されていない、宿題やテストの採点の負担が重い、校務系と学習系のデータ連携がほぼなされていない、個人の理解度が即時に分からないといった課題が挙げられます。また水色の他の学校・自治体間においては、学校や自治体間のデータ同士の結びつきがない、潜在的に支援が必要な家庭や児童が特定できないといったこと、また斜めの矢印にある時間軸で見ると、進学時（特に設置者が変わる場合）にデータが引き継がれないことがあるという課題が挙げられています。すなわち、先述した、DigitizationとDigitalizationの双方について、施策の推進が必要であるということです。

なお、この図はあくまでも全体像のイメージであり、全ての学校現場等がこのような状態であるということを示しているものではありません。



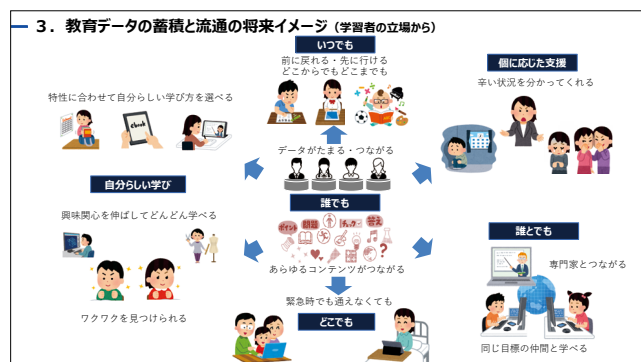
そして、右側の図ではそれに対応して、目指すべき姿を示しております。例えば学校では、教育データのオンライン化による校務負担の軽減や、集計がデジタルで自動化されフィードバックに重点化できること、校務系と学習系のデータ連携できめ細かい指導が可能になること、学習時間やテストの正誤判定を記録し、授業や学びに直ちに活用できること、をイメージしています。他の学校や自治体間では、データの標準化によりEBPMの推進や新たな教授法・学習法の創出が可能となったり、官民で能動的にアウトリーチをするプッシュ型の支援を実現することをイメージしています。すなわち、デジタルの活用により、こども達1人ひとりの多様なニーズによりきめ細かに対応したサポートや、先生方の業務負担の軽減を実現することを目指しているの

であって、個人の教育データが、個人情報保護のルールを無視して、行政機関や民間事業者に広く利活用されることを目指しているものでは全くありません。

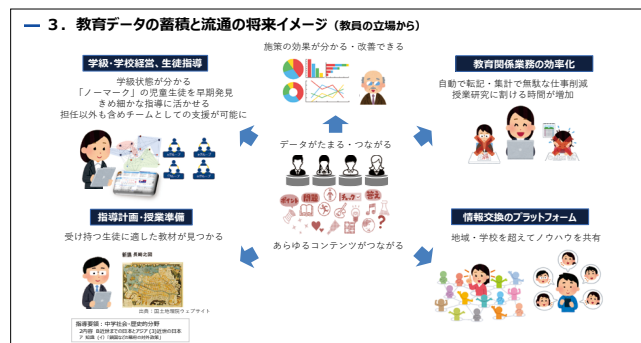


(3) 教育データの蓄積と流通の将来イメージ (ロードマップ12~17頁参照)

次に、学習者、教員、保護者等それぞれの立場からの、教育データ利活用のメリットのイメージを整理しました。例えば学習者にとっては、自分の特性に合わせて自分らしい学び方を選べたり、興味関心を伸ばしてどんどん学べること、理解度に応じて前に戻ったり先に行けること、が考えられます。



また、教員にとっては、例えば、これまで見守りの対象となっていなかった、いわゆる「ノーマーク」の児童生徒の早期発見や、担任以外も含めチームとしての支援が可能になること、受け持つ生徒に適した教材が見つかることが考えられます。



これらはあくまでもイメージですが、データ利活用の具体的な事例については、3. (1)で後述させていただきます。

(4) 調査等のオンライン化・教育データの標準化 (ロードマップ 20～21 頁参照)

データ利活用の前提として、紙媒体での管理では、効率的なデータの流通・蓄積は出来ないことから、現在、法令に基づく事務や各種調査で使用されている情報のデジタル化 (Digitization) がまずは喫緊の課題です。特に、国から自治体や学校現場に対して行う調査等のうち多くが、メール・エクセル等で実施されており、集計・取りまとめ作業に負担がかかっていると承知しています。このため、文部科学省において、国が学校等に直接アンケート調査を行い、比較的簡易に実施できるツールの実証・開発を行い、データ利活用による学校教育改善、及び学校・教育委員会・国の業務負担の軽減につなげることを目指していきます。

また、利活用環境の整備の一環として、データの「一元化」ではなく「標準化」、すなわち、異なる学校・自治体間でも、同じデータをバラバラの形式で記載することなく、必要な場合にデータ連携が容易にできるように「データの入力方式や作成方法を規格化・共通化していくこと」を進めていきます。標準化の例を挙げると、「学校コード」として、学校種を小学校をB1、中学校をC1といった形で入力したり、〇〇高等学校について入力する際に設置者名は入れないことを原則とする、といったデータ標準を設定しています。これによって、入力方式の違いのために起こる、各自治体等の作業の複雑化を軽減することが可能になります。

データの標準化は、教育データの相互流通性の確保が目的であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象としています。また、そこで定義している情報を各学校等で集めなければ

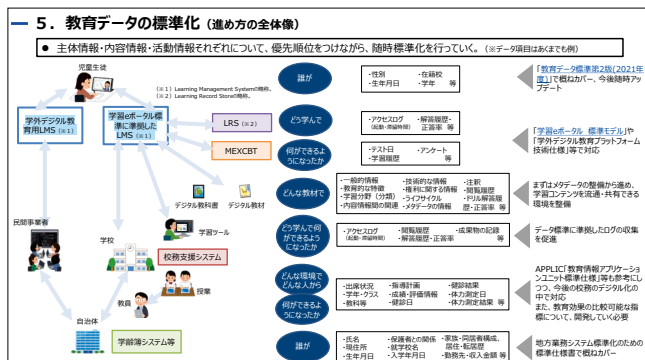
ならないものではありません(法令等で規定されている情報等は、当該規定に従う必要があります)。標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能です。

教育データは、大別すると、①主体情報：児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義、②内容情報：学習内容等を定義、③活動情報：何を行ったのかを定義(狭義の学習行動のみだけでなく、関連する行動を含む)、の3種類に分けられます。このうち、①主体情報に係る標準については、文部科学省において昨年末に、「文部科学省教育データ標準第2版(2021年度)」として公表しました。今後は、②内容情報及び③活動情報について、本年秋頃に標準を公表する予定であり、現在洗い出しを行っていることと承知しています。どのような情報を標準化していくかのイメージは、左側の下図になります。

(5) 教育分野のプラットフォームの在り方 (ロードマップ 22～32 頁参照)

「包括的データ戦略」においては、健康・医療・介護、防災、農業、インフラ、スマートシティなどと並んで、教育が重点的にプラットフォームの整備に取り組むべき分野の1つとして取り上げられていることから、教育分野のプラットフォームの在り方について、同戦略に基づき、整理を行いました。

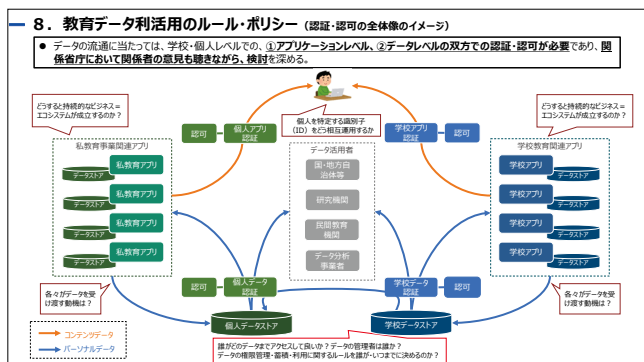
まず、データ連携における新たな価値を、上記(3)も踏まえ、学習者、保護者、教員、学校設置者、研究機関、民間企業といった関係者ごとに整理した上で、その価値を果すために、必要となるプラットフォームの機能は何かということについて検討しました。具体的には、例えば学習者にとっては、散在する自らの教育データを統合・分析して学習の最適化を図ることができる仕組み(データに基づいた最適な教材・指導案の検索やレコメンド)・教育以外のデータを含め、自らの同意の下でデータを集約・活用できる仕組み(PDS・情報銀行)が考えられます。また、教員にとっては、データに基づく学習状況の客観的な分析や、教員の経験知の共有を行うことで、経験からエビデンス重視の指導へシフトし、きめ細やかな指導を実現できる仕組みが考えられます。さらに、学校設置者にとっては、学校の現状を客観的に把握することができる仕組み(教育ビッグデータの分析に基づいた評価・改善、優れた教員の指導の可視化・



しい主なポイント」等を踏まえ、管理・運用の基本、児童生徒が端末を扱う際のルール、個人情報保護とクラウド利用、ICTの活用場面・事例、児童生徒の健康面への配慮、情報モラル教育の充実、研修・周知、組織・支援体制といった事項について盛り込むことを検討しています。今後、速やかにガイドラインを策定・公表し、保護者への周知をはじめ更なる利活用を促進するとともに、令和4年度以降、さらに実態や現場の声を踏まえ改善を図ることとしています。

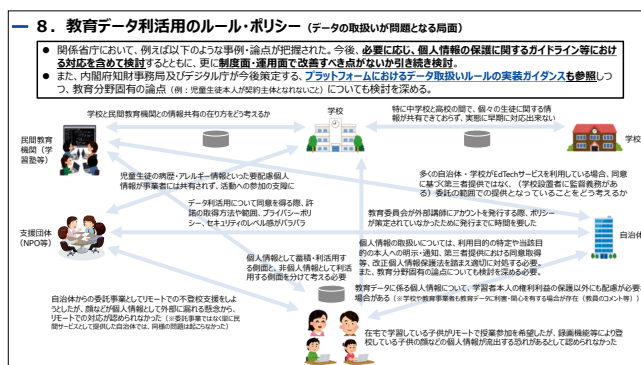
また、令和3年5月に改訂された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「過渡期の構成」と「目指すべき構成」が併記されており、データ駆動型教育を目指すためにはデータ流通について容易かつ制御可能な「目指すべき構成」（ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提とした構成）の普及が急がれます。他方、現状のガイドラインでは「過渡期の構成」と「目指すべき構成」の対策を併記しており、分かりづらい記載となっている箇所があるため、「過渡期の構成」と「目指すべき構成」で分岐すべき対策箇所（主に技術的な対策の箇所）を2パターンの記載に書き分けることや、「目指すべき構成」を導入するための詳細な技術的な対策内容を追記するなど、一部の改訂を速やかに実施することとしています。

さらに、以下の図のように、データの流通に当たっては、学校・個人レベルでの、①アプリケーションレベル、②データレベルの双方での認証・認可が必要であり、例えば民間事業者が個人・学校にデータを受け渡す動機や、データのアクセス権限や管理者、持続的なビジネス（エコシステム）の形成の在り方といった論点について、関係省庁において関係者の意見も聴きながら、検討を深めています。



また、教育データの利活用に当たって「安心・安全」の確保は最重要であり、今回、関係省庁において、個人情

報の保護を含め、データの取扱いが問題となる局面について構造化して整理しました。以下の図にあるとおり、例えば、個人情報として蓄積・利活用する側面と、非個人情報として利活用する側面を分けて考える必要があることや、個人情報の取扱いについては、利用目的の特定や当該目的の本人への明示・通知、第三者提供における同意取得等、改正個人情報保護法を踏まえ適切に対処する必要がありますがあり、また、教育分野固有の論点についても検討を深める必要があることなどが挙げられています。今後、関係省庁において、必要に応じ、個人情報の保護に関するガイドライン等における対応を含めて検討するとともに、更に制度面・運用面で改善すべき点がないか引き続き検討することとしています。



(8) デジタル社会を見据えた教育 (ロードマップ 46～49 頁参照)

最後に、第3段階（Digital Transformation）に対応するものとして、デジタル社会を見据えた教育についても検討の方向性を提示しました。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を真に一体的に実現することが、今後の教育改革の至上命題です。一方で、現在、学校現場では、不登校の子、特別な支援を要する子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子など、多様な背景や認知特性等を有することも違が存在しています。また、教師・児童生徒比率で見ても、大都市の学校と離島やへき地等の過小規模の学校では抱える課題が全く異なります。このように、多様な児童生徒を抱え、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」「教師が」「同時に」「同一学年の児童生徒に」「同じ速度で」「同じ内容を」教える、という学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じているのではないかと考えます。こうした問題意識の下、「1人1台端末配備・高速

1-8. データ連携による支援が必要な子どもへの支援の実現 (基本的な考え方)

教育データ活用ロードマップ (令和4年1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省) 42頁

- 子どもの教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれが別々に管理されているとともに、児童相談所・福祉事務所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関でそれぞれが保有している情報を活用し、個別に対応している。これにより、子どもや家族に関するデータを分業連携により大規模に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけてニーズに応じたフック型の支援を提供する取組は、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な解決を可能とし、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
- ※ 国が一元的に子どもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

【構成】(主査) デジタル副大臣 小林 史明 厚生労働副大臣 佐藤 美道
内閣府副大臣 赤池 誠賢 文部科学副大臣 池田 佳雄

【主な検討事項】

1. 子どもの育ちに関するデータ連携の在り方
行政の各機関や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関、妊婦期から20歳頃までの成長・発達に関する情報を、必要に応じて連携し、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけて、ニーズに応じたフック型の支援を提供する取組は、子ども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な解決を可能とし、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。このための実証事業を実施するとともに、関係府省の副大臣級によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を整備。
2. データを活用した包括的な子育て支援の在り方
子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口にかかっても適切な情報の入手や相談をすることができる支援をどうあるべきか。
3. 子どもに関する政策の可視化の在り方
AI等によって異なる政策、予算、設計等を可視化するのデータ活用やデータの質はどうかあるべきか。
例えば、世帯別のデジタル化(支援対象となる家庭への手当の支給状況、就学前給付についての交付や利用状況)に向けた政策はどうかあるべきか。

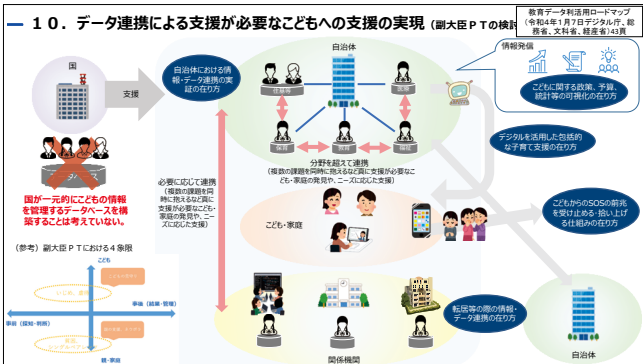
【スケジュール】 令和3年(2021年)11月検討開始～令和4年(2022年)6月目途に議論の整理

8. 教育データ活用のルール・ポリシー (基本的な考え方)

教育データ活用ロードマップ (令和4年1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省) 34頁

教育データ活用の原則 (R3.3教育データの活用に関する有識者会議(中間まとめ))

- (1) 教育・学習・研究・評価に活用すること
教育データを活用する目的は、このデータがもたらす一人一人の児童生徒の状況や状態を多面的に把握し、学習指導や個別指導・個別支援や個別化された教育の推進、一人一人の児童生徒の状況や状態を多面的に把握し、学習指導や個別指導・個別支援や個別化された教育の推進が実現可能となることである。
- (2) 保護・匿名化・匿名加工を適切に行うこと
教育データを活用する主体は、児童生徒(学習者)、保護者、教職員、学校、学校設置者、行政機関、大学等関係機関(以下「関係機関」)が関係する。関係機関は、関係機関の役割に応じて、各主体の役割を適切に果たす必要がある。
- (3) 目的・用途・範囲を明確に定めること
今後、教育データ(学習・研究・評価)に加え、一部の関係機関(児童相談所)から提供されるデータも活用され、なるべく相互連携して活用されるべきである。教育データを活用する目的は、児童生徒の状況や状態を多面的に把握し、学習指導や個別指導・個別支援や個別化された教育の推進が実現可能となることである。関係機関等は適切な目的・用途・範囲を明確に定め、関係機関等を取り入れた形で活用されるべきである。
- (4) 匿名化・匿名加工を適切に行うこと
匿名化・匿名加工を適切に行うことは、関係機関等が適切に活用するための前提条件である。関係機関等は適切な目的・用途・範囲を明確に定め、関係機関等を取り入れた形で活用されるべきである。
- (5) 匿名化・匿名加工を適切に行うこと
匿名化・匿名加工を適切に行うことは、関係機関等が適切に活用するための前提条件である。関係機関等は適切な目的・用途・範囲を明確に定め、関係機関等を取り入れた形で活用されるべきである。

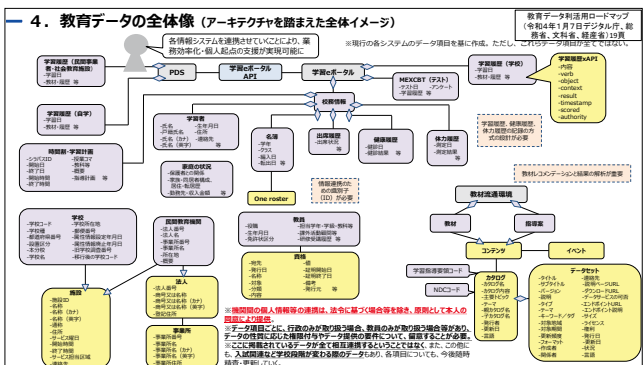


以下の点を明記しています。

- ・ 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
- ・ 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要もある。
- ・ 行政機関、地方自治体、研究機関や民間事業者等の教育データを利活用する者において、個人情報保護に関する法律(デジタル社会形成整備法に基づく改正等を含む)に基づく個人情報等の適正な取扱いを確保する。

(3) このロードマップによって、個人の教育データが行政や民間事業者に利活用されやすくなるのですか。

ロードマップが目指しているのは、学校や自治体間ではばらばらの記載方式になっているデータの形式を揃えるなどの標準化をすることで、関係機関間での技術的な相互運用性を確保し、利活用を容易にするということであり、そうした利活用は、個人情報保護のルールに則って行われるということは言うまでもありません。この点、以下の図にあるロードマップ 19 頁には、「機関間の個人情報等の連携は、法令に基づく場合等を除き、原則として本人の同意により提供」する旨赤字で明記しています。



また、以下の図にあるロードマップ 34 頁には、教育データ活用のルール・ポリシー(基本的な考え方)として、「安全・安心を確保すること」という柱を設けており、その中で、

さらに、2. (7) で紹介したとおり、ロードマップ 37 頁で、「個人情報の取扱いについては、利用目的の特定や当該目的の本人への明示・通知、第三者提供における同意取得等、改正個人情報保護法を踏まえ適切に対処する必要がある」とも明記しています。

このように、個人情報の保護を前提とした上でデータ利活用を行っていくものであり、そうした個人情報保護に関するルールに則らずに、個人の教育データが行政や民間事業者に利活用されることを認めるものではありません。なお、以下の図にある「教育データの蓄積と流通の将来イメージ(アーキテクチャ)」を根拠に、塾の学習履歴も含めて国が一元的に管理したり、学校での学習履歴が民間事業者に渡りやすくなるといった御懸念の声もありますが、いずれもそのようなことはありません。まず、この図の上側、「組織」の箇所に国が登場していないことからお分かりのとおり、また、(2) で紹介したとおり、政府が学習履歴を含めた個人の教育データを一元的に管理することは全く考えておりません。さらに、(2) で紹介したとおり、例えば校務情報であれば学校・教員や学校設置者が、学校教育の学習履

[科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方に関する特別部会 \(第1回\)](#)」、2月9日の「[総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材
育成ワーキンググループ\(第6回\)](#)」、2月21日の「[教育デー
タの利活用に関する有識者会議 \(第7回\)](#)」といった場において、本ロードマップやQ & Aについて資料紹介や意見交換をさせていただいているところです。引き続き、関係省庁と「ワンチーム」となって、多様な関係者との対話を行いながら、教育のデジタル化の推進に取り組んでまいります。

5. おわりに

今回は、デジタル庁と教育との関わりの具体的な事例の1つとして、教育データ利活用ロードマップについて紹介しました。

私自身は、こうした様々な御懸念や御不安を解消しながらも、教育のデジタル化を進めることは非常に重要だと考えています。それは、国家が個人の教育データを一元的に管理するいわゆる「監視社会」や、こどもの個人情報を商売のために利用しやすくするなどということでは全くありません。何よりも、こどもを学びの主語に据え、貧困や虐待等の困難を抱えるこども達をはじめ、一人ひとりのこども達のニーズに合った教育とともに、それを支える、学校現場の先生方がこども達と向き合える環境整備を、デジタルを手段として実現するということです。この思いを、今一度、教育関係者の皆様と共有させていただきたく存じます。

[昨年12月号でも紹介](#)させていただいたとおり、デジタル庁が目指すデジタル社会のビジョンは、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」です。だからこそ、デジタル社会形成基本法には、第10条（基本理念）において「デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。」と規定されるとともに、第33条（施策の策定に係る基本方針）として、「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュ

リティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十七条第二項第十四号において同じ。）の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。」旨規定されました。また、既に、デジタル庁の発足前から、デジタル改革関連法案の1つである整備法において、個人情報保護法の改正を行い、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとしています。これにより、いわゆる「2000個問題」の解消など、個人情報の保護措置の強化に取り組んできたところであり、デジタル社会の形成に当たって不可欠である「安心・安全」の確保について、関係者の皆様の声を丁寧に伺いつつ、関係府省庁とも連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

次回は、教育も含んだ「こども」に関わる文脈として、「[こどもに関する情報・データ連携](#)」に関する施策動向について紹介させていただく予定です。

（デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和）